

八王子市就学前教育・保育施設整備事業補助金交付要綱 別表

別表第1（第2条関係）

区 分	定 義
保 育 所	<p>1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。）</p> <p>2 平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園</p>
認定こども園	<p>1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</p> <p>2 認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けたもの又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項による公示がなされたものであって、八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例第3条第3号に規定する地方裁量型認定こども園以外の認定こども園</p> <p>3 平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取り扱いについて」に基づき設置する幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園分園及び幼稚園型認定こども園分園</p>

別表第2（第2条関係）

整 備 区 分	整 備 内 容
創 設	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに保育所又は認定こども園を整備すること。
大規模修繕等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設について、令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること ・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 <ul style="list-style-type: none"> （1）給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 （2）その他必要と認められる上記に準ずる工事
増 築	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化対策又はノンコンタクトタイムスペースの整備等に伴い、施設の延床面積を増やす整備をすること。
増 改 築	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化対策又はノンコンタクトタイムスペースの整備等に伴い、施設の延床面積を増やす増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。

	と。
改 築	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。 ＊改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。 ＊地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、令和5年8月22日こ成事第430号こども家庭庁成育局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。
老朽民間児童福祉施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人が設置する施設について、令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備（一部改築を含む。）をすること。
防音壁整備	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備をすること。
賃貸物件による保育所等改修	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸物件により、保育所又は幼保連携型認定こども園の老朽化又は、駅周辺など保育ニーズのある地域への移転や災害危険区域等からの移転など利便性向上のため、あるいは近隣のテナント等に空きが出た場合であって、定員の拡大にかかわらず、乳児室又は保育室等を増室するなど質の向上のための改修をすること。

別表第3（第4条関係）

整備区分	種 目	対 象 経 費	
創 設 増 築、増改 築、改築、 老朽民間 児童福祉 施設整備	本体工事費	施設の整備（施設の設備と一体的に整備されるものであり、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下この表において同じ。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金（工事着工日までの費用を含む。）。	
		特殊付帯工事費	特殊付帯工事（「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事の取り扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第423号こども家庭庁成育局長通知）に基づく工事をいう。ただし、認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合においては、保育所部分の額を基準額として計上し教育部分の額は計上しないこととする。）に必要な工事費又は工事請負費
		設計料加算	実施設計に要する経費又は設計を伴う工事を行う際に、本体工事費の補助基準額に加算する。
		開設準備費加算	開設準備に必要な費用を、本体工事費の補助基準額に加算する。

	土地借料加算	新たに土地を賃借して施設整備を行う場合、本体工事費の補助基準額に加算する。
	地域の余裕スペース活用促進加算	地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事費の補助基準額に加算する。
	解体撤去工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費（ただし、大規模修繕等による工事は解体撤去工事費の対象としない。）
	仮施設整備工事費	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
大規模修繕等	本体工事費	施設の整備（施設の設備と一体的に整備されるものであり、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、実施設計に要する費用
	仮施設整備工事費	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
防音壁整備	本体工事費	防音壁の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、実施設計に要する費用
賃貸物件による保育所等改修	改修工事費	賃貸物件による保育所改修に必要な工事請負費（躯体工事費等を除く内装工事費等に限る。）、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（内装工事等の着工日から補助事業年度までに支払った分に限る。礼金を含み、敷金を除く。また、過去に同施設・事業所で同事業に係る国庫補助金による賃借料の補助を受けている場合は対象外。）、備品購入費

※各整備区分における本体工事費については、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

別表第4（第5条関係）

<本体工事>

単位：円

費目		補助基準額（1施設当たり）	
本体工事費	区分	右記以外の場合	保育所型認定こども園の教育部分又は幼稚園型認定こども園の保育所部分の施設整備事業
		定員20名以下	148,200,000 94,000,000
		定員21名～30名	155,400,000 98,600,000
		定員31名～40名	180,800,000 114,800,000
		定員41名～70名	206,000,000 131,200,000
		定員71名～100名	267,600,000 170,000,000
		定員101名～130名	321,800,000 205,000,000
		定員131名～160名	372,600,000 237,000,000
		定員161名～190名	423,400,000 269,600,000
		定員191名～220名	470,600,000 299,400,000
		定員221名～250名	521,600,000 331,400,000
	定員251名以上	579,200,000 368,600,000	
特殊附帯工事		20,260,000	
設計料加算		本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料加算を除く）の5%（千円未満切捨て）	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算		
		定員20名以下	68,000
		定員21～30名	50,000
		定員31～40名	42,000
		定員41～70名	36,000
		定員71～100名	28,000
		定員101～130名	24,000
		定員131～160名	24,000
	定員161名以上	20,000	
土地借料加算		29,800,000	
地域の余裕スペース活用促進加算		4,900,000	

※認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、教育部分に係る額は計上しないこととする。

※保育所型認定こども園の教育部分又は幼稚園型認定こども園の保育所部分の施設整備事業については、特殊附帯工事、設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算は加算しないこと。

※増築、一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、

整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された補助基準額を適用する。

別表第5（第5条関係）

＜解体撤去工事及び仮施設整備工事＞

単位：円

区 分	補 助 基 準 額 (1 施 設 当 た り)			
	解体撤去工事費		仮施設整備工事費	
	右記以外の場合	保育所型認定こども園の教育部分又は幼稚園型認定こども園の保育所部分の施設整備事業	右記以外の場合	保育所型認定こども園の教育部分又は幼稚園型認定こども園の保育所部分の施設整備事業
定員 20 人以下	2,968,000	1,884,000	5,288,000	3,364,000
定員 21 人～30 人	3,368,000	2,140,000	6,454,000	4,106,000
定員 31 人～40 人	4,488,000	2,856,000	7,822,000	4,978,000
定員 41 人～70 人	5,650,000	3,594,000	10,868,000	6,912,000
定員 71 人～100 人	7,966,000	5,066,000	16,304,000	10,376,000
定員 101 人～130 人	9,564,000	6,080,000	19,566,000	12,450,000
定員 131 人～160 人	11,956,000	7,606,000	24,462,000	15,562,000
定員 161 人～190 人	14,348,000	9,128,000	26,742,000	17,012,000
定員 191 人～220 人	16,738,000	10,652,000	31,200,000	19,854,000
定員 221 人～250 人	19,130,000	12,172,000	35,656,000	22,688,000
定員 251 人以上	21,522,000	13,698,000	40,114,000	25,526,000

※一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された補助基準額を適用する。

別表第6（第5条関係）

＜防音壁整備＞

単位：円

基 準 額 (1 施 設 当 た り)
8,876,000

別表第7（第5条関係）

＜賃貸物件による保育所等改修＞

単位：円

基 準 額 (1 施 設 当 た り)

本園	33,372,000
分園	19,776,000

別表第8（第5条関係）

<高騰加算（本体工事）>

単位：円

対象経費	費目	補助基準額（1施設当たり）		
別表第4に定める工事費に係る基準額を超えて事業者が支払う費用	本 体 工 事 費	区 分	右記以外の場合	幼稚園型認定こども園の保育所部分の施設整備事業
		定員20名以下	37,050,000	23,500,000
		定員21名～30名	38,850,000	24,650,000
		定員31名～40名	45,200,000	28,700,000
		定員41名～70名	51,500,000	32,800,000
		定員71名～100名	66,900,000	42,500,000
		定員101名～130名	80,450,000	51,250,000
		定員131名～160名	93,150,000	59,250,000
		定員161名～190名	105,850,000	67,400,000
		定員191名～220名	117,650,000	74,850,000
		定員221名～250名	130,400,000	82,850,000
		定員251名以上	144,800,000	92,150,000
	特殊附帯工事	5,065,000		
	地域の余裕スペース活用促進加算	1,225,000		

※本表は幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園における児童福祉施設としての保育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所部分を整備する場合にのみ適用すること。また、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※増築、一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について、特殊附帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、教育部分の額は計上しないこと。

別表第9（第5条関係）

<高騰加算（解体撤去工事及び仮設施設整工事）>

単位：円

対象経費	区 分	基準額（1施設当たり）	
		解体撤去工事	仮設施設整備工事

		右記以外の場 合	幼稚園型認定 こども園の保 育所部分の施 設整備事業	右記以外の場 合	幼稚園型認定 こども園の保 育所部分の施 設整備事業
別表第5に 定める工事 費に係る基 準額を超え て事業者が 支払う費用	定員 20 人以下	742,000	471,000	1,322,000	841,000
	定員 21 人～30 人	842,000	535,000	1,614,000	1,027,000
	定員 31 人～40 人	1,122,000	714,000	1,956,000	1,245,000
	定員 41 人～70 人	1,413,000	899,000	2,717,000	1,728,000
	定員 71 人～100 人	1,992,000	1,267,000	4,076,000	2,594,000
	定員 101 人～130 人	2,391,000	1,520,000	4,892,000	3,113,000
	定員 131 人～160 人	2,989,000	1,902,000	6,116,000	3,891,000
	定員 161 人～190 人	3,587,000	2,282,000	6,686,000	4,253,000
	定員 191 人～220 人	4,185,000	2,663,000	7,800,000	4,964,000
	定員 221 人～250 人	4,783,000	3,043,000	8,914,000	5,672,000
定員 251 人以上	5,381,000	3,425,000	10,029,000	6,382,000	

※本表は幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園における児童福祉施設としての保育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所部分を整備する場合のみ適用すること。また、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※増築、一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

別表第10（第5条関係）

<高騰加算（賃貸物件による保育所等改修）>

単位：円

基準額（1施設当たり）	
本園	8,343,000
分園	4,944,000